

起業家・企業が知っておくべき

新任人事労務担当者必見!!

労務管理基礎知識

～雇用指針に基づく労働契約の設定・変更～

正社員・契約社員・パート・アルバイトなど、経営者として従業員を雇う際の法律上の義務・責任、必要な手続きや労務管理について、わかりやすく解説します。



日時

平成30年4月24日(火) 13:30～受付開始

13:45～15:25 セミナー 15:25～16:10 グループ・コンサルティング **希望者のみ** 16:10～個別相談会

会場

AER7階 アシ☆スタ交流サロン (仙台市青葉区中央1-3-1 仙台駅西口すぐ)

定員

30名(1社1名まで) 起業家、経営者、人事・労務担当者など本テーマに興味のある方はどなたでも参加可能です。
*途中退席の方のご参加はお断り申し上げます。

お申込み方法

セミナーのお申込みは、電話・FAX・Eメール・HPにて承ります。下記のお問い合わせ先に
①お名前、②連絡先(ご住所、電話番号、Eメール)、③所属(会社名、役職名など)をご連絡ください。
※FAXでお申込みの際は、下記のFAX申込書をご利用ください。

13:45～14:30

セミナーⅠ

新任人事労務担当者が押さえておくべき労働契約の基礎知識

人を雇用した際、最初に行うことが労働契約の締結です。何事も初めが肝心であり、今後のトラブルを未然に防ぐためにもここを押さえることが大切です。労働契約の締結における実務のポイントと労働契約の基礎知識について解説します。

講師 山下 雅大 仙台市雇用労働相談センター相談員
特定社会保険労務士(社会保険労務士法人めぐみ事務所)

14:40～15:25

セミナーⅡ

新任人事労務担当者でもわかる労働法入門

労働条件の設定・変更における労働紛争を未然に防ぐために、経営者・労務管理担当者として最低限知っておくべき労働法上の義務について、わかりやすく解説します。

講師 三橋 要一郎 仙台市雇用労働相談センター相談員
弁護士(弁護士法人 杜協同阿部・佐藤法律事務所)

15:25～16:10

グループ・コンサルティング

数名の参加者に1名の弁護士・社労士が入り、テーマについての理解を深めます。

16:10～

個別相談会

*希望者のみ

雇用契約書・就業規則の整合性・適正性、36協定の内容など、労務に関する疑問について、弁護士・社会保険労務士が無料で相談に対応いたします。

主催

仙台市雇用労働相談センター

共催

(公財)仙台市産業振興事業団

後援

せんだい創業支援ネットワーク(構成団体:仙台市、仙台市産業振興事業団、仙台商工会議所、日本政策金融公庫、七十七銀行、せんだい男女共同参画財団、仙台市市民活動サポートセンター)

参加無料

申込み締切
4月23日(月)
11:00まで

FAXでのお申込みはこちら **022-267-5632**

仙台市雇用労働相談センターあて

会社名		業種	
ご住所			
参加者様 ご氏名		所属部署・ 役職名	
TEL		E-mail	
個別相談会	参加(相談内容: _____) ・ 不参加		

※申込書に記載いただいた個人情報につきましては、本セミナー(4月24日開催)の参加者把握、本センター主催の各種イベント情報提供の目的にのみ使用いたします。

仙台市雇用労働
相談センターとは

働き方に関する不安や疑問を専門家(弁護士・社会保険労務士)に無料で相談できる場所です!!
新規開業直後の企業などが、雇用のルールを的確に理解し、労使紛争を未然に防止するために、各種相談サービスを提供します。(雇用労働相談センターは、国家戦略特別区域法に基づいて設置されるものです。)

■お問い合わせ

仙台市雇用労働相談センター 仙台市青葉区中央1-3-1 AER7階 アシ☆スタ交流サロン内

TEL 070-3811-9119/070-3811-9120 (受付時間 平日 9:00～17:00)

E-mail info@sendai-elcc.jp ホームページ http://sendai-elcc.jp/ ELCC 検索

営業時間/平日9時～17時 土日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)を除く